# 第3回会議議事録

期 日平成16年2月26日(木)ところ中条町産業文化会館多目的ホール

中条町・黒川村任意合併協議会

## 事務局(羽田野)

中条町・黒川村任意合併協議会の第3回会議に出席をいただき、まことにありがとうございます。 会議に先立ちまして、会長からごあいさつを申し上げます。

#### ○会長(熊倉)

皆さん、こんにちは、ここ数日、わりと穏やかな日が続いたのでありますが、あいにくの寒さでございまして、悪天候のところ、こうして本日のこの合併協議会にご出席賜りまして、本当にありがとうございました。きょうは、ご承知のとおり第3回目ということでございまして、だんだんと協議の核心というものに入っていこうかと思うのでありますが、皆様たちから忌憚のないご意見をお出しいただきながら、そしてよりよい計画ができますようにご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、順次議題に従いまして会議を進めていきますので、よろしくお願いをいたします。

## ○事務局(羽田野)

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第6条第3項の規定により、会長にお願いいたします。

## ○議長(熊倉)

それでは、これから会議を進めてまいりたいと思いますが、まず議事を進めさせていただきます前に、 本日の会議の成立を確認いたしたいと思います。

事務局から委員の出席の状況について報告を願います。

## ○事務局(羽田野)

委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数35名のうち出席いただいている委員は31名、欠席の委員は4名であります。なお、両町村議長さんにあっては郡の議長会に出席ということで、公務で欠席でございます。

以上でございます。

## ○議長(熊倉)

ただいま事務局から報告がありましたとおり、委員数35名のうち出席いただいている委員は31名であります。協議会規約第6条第2項の規定により、会議は成立するものであります。

続きまして、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

会議の傍聴の申し出について事務局から報告を願います。

#### ○事務局(羽田野)

本日の会議の傍聴につきましては、一般傍聴人24名、報道関係1社から申し出を受けております。 以上でございます。

# ○議長(熊倉)

ただいま事務局から報告がありましたとおり、傍聴の申し出がありましたので、会議運営規程第3条

により、本日の会議は公開とすることとしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○議長(熊倉)

ご異議ないようでございますので、本日の会議は公開といたします。

それでは、直ちに議案の審議に入りたいと思います。

まず、議案第5号 議会議員の定数及び任期の取り扱いについては、前回からの継続協議の案件でございます。

事務局から補足説明等ありましたら、まずお願いをいたします。

## ○事務局(羽田野)

それでは、前回ご提案させていただいたものの要点を簡単に説明させていただきます。

議案書3ページをお開き願います。新設合併の場合、原則として両町村の議員はすべてその身分を失うことになります。そのため、新市設置の日から50日以内に選挙、設置選挙を実施し、新市の議会議員を選出することになります。この場合の議員定数については、地方自治法の規定により、新市の人口によって算出された26人を超えない範囲内で条例に定めるものとされております。また、合併特例法では激変緩和措置として、定数特例と在任特例の二つが盛り込まれております。定数特例では、設置選挙により選出される議会議員の任期に限り、新市の議員定数の2倍まで定数を増加することができるとされております。また、在任特例では合併関係町村の議員全員が合併後2年を超えない範囲内で引き続き新市の議員として在任することができるとされております。なお、合併特例法の規定を適用する場合、関係町村の議会の議決が必要となります。

以上でございます。

# ○議長(熊倉)

ただいま事務局から補足説明をさせていただきました。新市における議員の定数につきましては、法 定数では26名以内となっております。これは、合併前に定数を定めておく必要があります。また、合併 特例法に定められておりますことは、定数特例及び在任特例という二つがあるわけであります。こうい うような手法があるわけでありますけれども、このことについてご質疑等ございましたら、まず事務局 に対してお願いをいたします。

〔発言する者なし〕

#### ○議長(熊倉)

この法に対する質疑はございませんか。

[発言する者なし]

## ○議長(熊倉)

格別ないようでございますので、それではご意見等承りたいと思います。 はい、どうぞ。

## ○片野委員

中条町、片野でございます。

この定数の扱いについては、両議会の中でもお話し合いがあったのではないかと思われますけれども、 その辺のところはいかがなものでございましょうか。

## ○議長(熊倉)

ただいま片野委員の方から、この定数の問題について議会の方でそれぞれ話し合ったのではなかろうかというような意見でありますが、議会側の方からそれぞれお話等ありましたらひとつ。

はい、どうぞ。

### ○渡辺委員

中条の渡辺でございます。

今ほど片野さんからのご意見、中条町議会も特別委員会の中で議論をさせていただきました。そして、 黒川村さんとの関係等々もございますので、足並みをそろえながらといいますか、両町村で同じ認識の 中で進めていったらどうかということもございまして、歩調を合わせながら今やっている最中でござい ます。

特別委員会での議論につきましては、今ちょうど中央、国会で特例法の改正がこれから議論されるということもございまして、その改正動向をある程度見きわめながら議論したらどうか。それともう一つは、今現在で議論するにはまだ新市の建設計画、行政制度調整というのはきょうから具体的にスタートするわけでございますが、それなどもまだ議論されていない状況の中で議員の取り扱いといいますか、この議案に関しての議論というのはどうかと。できればその辺の動向を見ながら継続審議をお願いしたいという取り扱いで、双方ともそういう考えが今の現状でございます。

以上です。

# ○議長(熊倉)

黒川さんの方も今の話ありましたのですが、一言コメントいただきたいと思います。

## ○布川委員

黒川村の布川でございます。

ただいま中条町の渡辺委員と同じく、黒川もこの特例については鋭意研修をしておりますけれども、 色々な新市の計画、まちづくりのアンケート調査、また合併の期日、新市の名称など、色々なことを考 慮してもこれが先であって、議員の特例の問題については、中条町の議会議員と同一歩調とするために 毎月研修会を開いて接点を見出すように努力していますけれども、この問題は継続審議ということにお 願いいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

# ○議長(熊倉)

片野委員、よろしゅうございますか。

## ○片野委員

はい。

#### ○議長(熊倉)

議会側の意見は、今中条町、黒川村の方からそれぞれ出たわけでありますが、その他住民代表側のご 意見等ございましたらご発言いただきたいと思います。

### 〔発言する者なし〕

## ○議長(熊倉)

両議会でこれについてはまだ新市の計画であるとか、あるいはアンケートの結果の分析であるとか、何かまだもう少しやった後に決めてもいいのではないかと。要するにこれらの成果を見ながらということで、継続審議ということにしたいという意見のようでありますが、そのように取り計らってよろしゅうございますか。

# 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

# ○議長(熊倉)

それでは、ただいま中条町の渡辺議員さん、それから黒川の布川議員さんの方からそれぞれ議会同士で、もう少し時間かけて審議をやりたいということで、継続審議というご意見がありました、皆様たちの方からもご同意をいただきましたので、それでは、今回この議案第5号につきましては継続審議ということにさせていただきます。ただ、無制限に継続審議というわけにもいきませんので、ある程度この次の懇談会を行うときには、それなりのスタイルは整えていきたいというふうに思いますので、できるだけ早い時期に合意を得るように努力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、次に議案第6号の新市名称の募集要綱についての議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

# ○事務局(羽田野)

議案書の7ページをお開き願います。議案第6号 新市名称募集要綱について、別紙のとおりご提案 するものでございます。

9ページをお開き願います。これは、第2回会議におきまして新市の名称は公募とご確認をいただきましたことから、新市名称募集要綱と選定方法並びに選定スケジュールについてご説明申し上げるものでございます。

最初に、募集要綱の目的でございますが、新市にふさわしい名称選定の参考とするとともに、あわせ て住民の関心を喚起し、まちづくりへの参加を推進するものでございます。

2の公募方法でございますが、(1)の募集期間につきましては本年4月16日金曜日から5月17日月曜日まで、約1カ月間を予定してございます。その後の住民の皆様に周知する期間を見込んで4月16日と予定してございます。今回は、提案、質疑ということでございますので、次回会議でご確認をいただ

ければよろしいかと存じます。(2)の応募資格につきましては、地域住民を初めとする大勢の方々から新市の名称にかかわっていただきたいことから、制限を設けないこととし、応募は1人1点としてございます。(3)は、応募要件等でございます。(4)の応募方法でございますが、募集チラシ、これはチラシに切り取り用の応募はがきがくっついたものでございます。両町村の全戸に配布するほか、両町村役場の窓口等にも備えつけたいと考えております。そのほか、官製はがき、封書、Eメール、ファクスによるものとしております。応募名称には、命名の意味または理由をお書きいただくものです。

3は公募の周知方法、4は応募作品の取り扱いについてですが、原則として応募作品から新市名を決定することになりますが、ふさわしい名称がなかった場合や、そのまま採用困難な場合についての取り扱いについて記載してございます。また、決定に当たっては名称ごとの応募数は考慮しないものとしております。次のページをめくっていただきます。採用された作品は、両町村の帰属とするものでございます。

5の選定方法でございますが、次の11ページの別紙をごらん願います。新市名称候補選定基準及び選定方法を載せてございます。最初に、候補選定基準でありますが、 の既存の市名にない名前で、 から の七つの条件の一つ以上に該当するものを選定対象とするものでございます。次に、選定方法でございますが、第1次選考としまして、応募作品の中から協議会委員から各自2点以内を選んでいただき、選出された上位10点程度の中から最終選考で新市名1点を協議会で決定していただくということになります。

続きまして、先ほどの10ページをごらん願います。6の記念品贈呈でございますが、応募された作品の中から次の賞を決定し、記念品を贈呈したいとするものです。次の三つの賞を設定いたしました。一つ目が名づけ親大賞としまして、新市名に選ばれた応募作品者の中から1名を決定し、10万円相当の全国共通商品券を贈呈するものです。二つ目は、上記の抽選から漏れた中から名づけ親賞としまして、抽選で10名の方に1万円相当の地域特産品を贈呈するものです。三つ目は、第1次選考に選ばれた10作品の応募者で、名づけ親大賞及び名づけ親賞の当選者以外の方々から最高30名の方々に贈呈したいとするものでございます。

7は、各賞選定結果の発表方法でございます。

その他必要な事項につきましては、協議会において定めるとしてございます。

続きまして、12ページをお開き願います。新市名の取り扱いに関する紹介事項を資料として掲載して ございます。後ほどお読み取り願います。

次に、13ページをごらん願います。公募及び選定スケジュールでございます。本日の第3回会議に提案いたしまして、次回においてご確認をいただけましたら4月中旬から公募を開始し、5月中旬に締め切り、6月の協議会で第1次選考、7月に最終選考を予定してございます。

めくっていただいて、14、15ページをお開き願います。県内合併先進地の事例を掲載しておりますので、これもお読み取り願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

## ○議長(熊倉)

ただいま新市名称募集の要綱について事務局から説明がありました。何か今の説明に関しご質疑等ありましたら承ります。

はい、どうぞ。

### ○片野委員

片野でございます。

応募資格を制限しないということでございますが、これはどこからでもいいということなのでしょうか、中条町のイリノイ大学にアメリカから先生方が来られてますけど、そういう方、中条町に興味深い思いを持っておられる方が応募してきたとしても大賞になるということですか。そういうふうに理解してよるしいのでしょうか。

## ○議長(熊倉)

事務局。

# ○事務局(羽田野)

制限を設けないということは、特に両町村から町村外に色々と日本全国等散らばっている方がございますので、やはり想い入れがあるかと思いますので、その辺のところも考慮いたしまして、制限をしないということにしております。

#### ○議長(熊倉)

よろしゅうございますか。これもまた今は説明にしておきまして、なお次回協議し決定するということにさせていただきますので、その辺お含みおきいただきたいと思います。なければ次に進みますが、よろしゅうございますか。

## 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

# ○議長(熊倉)

それでは、議案第6号は以上で終わりまして、次の議案第7号 地方税に関することについて議題と いたします。

事務局より説明を願います。

#### ○事務局(羽田野)

17ページをお開き願います。地方税の取り扱いについて、別紙のとおり提案するものでございますが、別紙地方税の取り扱いをお開き願います。この行政制度調整は、分科会、専門部会を経て幹事会で確認されたものでございます。調整方針の説明は、専門部会の担当課長さんが行いますが、その前に今後の会議におきましても同様の様式で提出いたします関係上、事務局から行政制度調整表について説明をさせていただきます。

別紙地方税の取り扱いの表紙をめくっていただきますと、提案いたします行政制度の調整項目、記載

事項、調整方針を取りまとめてございます。

めくっていただきまして、3ページをお開き願います。行政制度調整表でございます。この表の上の欄をごらん願います。協議項目を分類し、調整項目ごとに載せてございます。その下の枠内には、両町村の行政制度の現況を載せてございます。右の欄の調整方針につきましては、記載事項ごとに現況を比較して、新市における事務事業の取り扱いについての方針を載せてございます。

5ページをお開き願います。右下の財政への影響額の欄でございますが、これは調整によって生ずる 財政への影響見込額を平成15年度当初予算ベースで概算を算出してございます。調整方針をご協議いた だく中で参考にしていただくものでございます。調整方針の説明につきましては、次回以降の会議でも 専門部会並びに分科会担当者が行いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、財政部会担当課長さんから地方税の取り扱いの調整方針について説明を行いますので、よるしくお願いをいたします。

## ○財政部会(坂上)

それでは、財政部会の黒川村、坂上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の方から地方税の取り扱いにつきましての説明をさせていただきます。ご存じのとおり、税には国が課税する国税と都道府県や町村が課税する地方税の二つがございます。国税は、所得税など法律によって課税されておりますが、全国を通じて同一の負担となってございます。一方、地方税は地方税の規定に基づきまして、各市町村の条例の定めるところによりまして課税をしているもので、全国を通じて同一の負担とはなっておりません。両町村で現在町村民税、町村たばこ税、入湯税、鉱産税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税の7税目を課税させてもらってございます。国民健康保険税につきましては、別の項目で取り扱いについて協議をするということにしておりますので、今回の項目からは除いてございます。両町村で課税しております7税目の制度を比較しますと、個人市町村民税、法人市町村民税、入湯税、軽自動車税、特別土地保有税に差異がございます。調整が必要となりますので、それらの部分の調整方針につきまして、これからご説明をさせていただきます。なお、制度に差異のない項目につきましては現行のとおりとする調整方針でございます。

大変恐れ入りますが、別紙地方税の取り扱いの5ページからごらんいただきたいと思います。個人市町村民税、7の納期でございます。これにつきましては、第4期の納期におきまして両町村で差異がございます。これにつきましては、中条町さんが4期、12月16日から同25日まで、黒川村が12月の11日から25日とございます。これにつきましては、納期が長くなることによりまして納税しやすいということから、黒川村の納期にするというものでございます。なお、合併年度はそれぞれ現行のとおりということでさせていただきたいというものでございます。

恐れ入ります。続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。法人市町村民税の3番、法 人税割でございます。現在中条町では制限税率の14.7%で課税しておりまして、なお黒川村では13.2% で課税を行ってございます。この税率の調整方針につきましては、分科会、専門部会、幹事会におきま して議論を交わしたところでございますが、住民サービスの向上のためには必要な財源の確保ということで、制限税率で課税をお願いすることも考えられるわけでございますが、合併により税負担がふえることは避けるべきと。そういうふうな判断で、新市におきましては13.2%で課税をお願いするというものであります。ただし、合併年度は現行のとおりとするというものでございます。

なお、この調整方針とした場合の財政への影響額につきましては、右下段にございますとおり、平成1 5年度の当初予算ベースで1,847万円ほどの減額が想定されます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。確定申告の納税相談でございます。現在両町村におきまして、開催期間につきましては同じでございますが、会場につきましては、中条町におきましては役場の大会議室、黒川村では村民ホールの他産業の研修室で納税相談を受け付けてございます。これにつきましては、合併後におきましても住民の利便を図るために、旧町村ごとに納税相談を行いたいというふうな形で考えてございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。入湯税でございます。入湯税は、目的税ということで環境衛生設備施設、鉱泉源の保護管理、施設の整備、さらには観光振興に要する費用等に充てるために、鉱泉浴場における入湯する者に対して課税をお願いしている税でございます。これにつきまして、2の課税免除でございますが、これにおきましても両町村におきまして免除の年齢及び施設、行事等、文言等に相違が見られます。これらにつきましては、両町村の例をもとに調整をさせていただきまして、合併時に統合させていただきたいというものでございます。

次の3の税率でございます。同じページの一番下段にございますとおり、地方税法の入湯税率におきましては1人1日150円を標準としてございます。現在中条町では、入湯する者1人1日150円とし、条例に定めた施設で入湯する者は1人1日50円としてございます。一方、黒川村では入湯する者を宿泊者と日帰り者に区分をし、それぞれ150円、100円としてございます。これらの調整方針といたしまして、入湯する者1人1日につき宿泊者と日帰り者に区分をさせていただきまして、それぞれ宿泊者は150円、日帰り者を100円とさせていただきたい。ただし、条例に定める施設に入湯する者は1人1日50円とするというものでございます。

また、この調整方針による財政への影響額につきましては、これにつきましても右下段に掲載してございますとおり、中条町におきましては現在宿泊利用者がないということから74万円の減、黒川村におきましては課税免除の年齢を12歳未満に引き上げた場合には37万7,000円ほどの減額が想定されるものでございます。

続きまして、15ページをお願いしとうございます。固定資産の評価委員会でございます。現在それぞれの町村において、条例において3人の委員がおられるわけでございますが、新市におきましても委員の定数は3人としまして、任期は法令の定めるところによると。また、報酬の額につきましては現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整をするというものでございます。なお、報酬額につきましては総務部会の委員報酬の項目で調整をお願いしております。なお、これらに係ります関係法令等は下

段に参考として掲載してございますので、ご参照いただければありがたいと思います。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思います。固定資産税でございます。固定資産税につきましては、税率、その他につきましては両町村で差異はございませんが、5番の課税免除の事項でそれぞれの町村におきます施設の名称または文言等に違いがございます。このため、両町村の例をもとに調整をさせていただきまして、合併時に統合するというものでございます。

続きまして、21ページをお開き願いたいと思います。軽自動車税の7の減免の項でございます。軽自動車税につきましても税率等、両町村で差異はございません。ただし、ここにございます減免の文言等に一部違いが見られることから、両町村の例をもとに調整をさせていただきまして、合併時に統一をするというものでございます。

続きまして、22ページでございます。特別土地保有税でございます。これにつきましても4の免税点がございますけれども、こちらにおきまして現在地方税法において規定されておりまして、中条町では5,000平方米、黒川村におきましては1万平米以下のものについては課税されないという規定がございます。これの調整方針でございますが、新市が都市計画区域を有することから、5,000平米以下を免税点とするということになります。なお、これらの関係法令等につきましては次ページの下段にございます、一番下から二つ目でございますが、ここに規定がございます。こんな形で5,000平米以下を免税点とするということになろうかと思います。

以上、差異のある箇所につきましての取り扱いにつきましてご説明をさせていただきました。 以上でございます。

## ○議長(熊倉)

ただいま地方税に関することについてということで、両町村における調整の経過について説明がありました。次回にまた協議をいただく件ではございますが、今の説明で何かご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

## 〇 丸山委員

今の説明をお聞きしましたけれども、こうした調整というのは初めてですので、今後のこともありますので、お聞きしたいのですが、今回の調整は法令や条例に基づく調整が多くありますが、例えば課長の裁量で決められているもの等についての調整というのはどうなるのかということなのです。例えば今回は地方税の問題ですが、民税の申告書の配布などは中条町の場合は今年からお年寄りの年金生活者には送付されないようになりました。それから、固定資産税の内容ですが、償却資産税もそうだと思うのですが、固定資産税、納税通知書と一緒に償却資産の課税明細書というのが同封されるようになっていますが、黒川村さんはどうなのかというあたり、例えばということで今お話ししましたが、課長裁量での差が両町村である場合、どういう調整方法されるのかお聞きしたいと思います。

## ○議長(熊倉)

#### 事務局。

## ○事務局(羽田野)

調整制度のものを二つに分けてございまして、一つは協議会で調整をしていただくもの、もう一つは 内部の方で調整のできるもの、それは両町村の制度を比較いたしまして、合併時に混乱の起こらないよ うな形で一元化させて調整を行うというものでございます。ですから、2通りの調整のものがございま すということでございます。

#### ○議長(熊倉)

はい、どうぞ。

#### 〇 丸山委員

その際、慣例としてやっていることが住民に対してサービスでいいということで受けているものが今後どうなるのかという関心の高いものについては、その辺会長、室長等の判断でやはり協議会で協議すべきもので必要があれば出して協議することとしてほしいという要望をしたいと思いますが、よろしくお願いします。

# ○議長(熊倉)

とりあえずは、色々諮るべきものを今やっているところであります。今お話しのようないい慣例のもの等をできるだけ幹事会で抽出して、皆様方にもお諮りしたいと思いますので、今後、事務サイドで検討したいと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

他にございませんか。

## 〔発言する者なし〕

## ○議長(熊倉)

なければ、これも今は説明をいたしまして、質問をいただきながらこの次のときに一応決定いただく ということになりますので、第7号議案についての説明は終了させていただきます。よろしゅうござい ましょうか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(熊倉)

それでは、ご異議ないようでございますので、議第7号の審議は終結いたしますが、次に議案事項として用意いたしました(1)、(2)、(3)の議案第5号、議案第6号、議案第7号についての審議は終わりましたので、次の4番目、合併重点支援地域の指定について、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局(羽田野)

別冊資料、資料1をお開き願います。合併重点支援地域の指定についてご説明をいたします。

これは、合併に向けて具体的な取り組みを行っている地域が合併特例法の期限までに着実に協議が進められるよう重点的に支援するため、県において指定するものです。指定基準は、以下の四つの要件と

なってございます。一つ目は、法定協議会を設置していること、または法定協議会移行を前提として町村長、議員を構成員とする任意協議会を設置していること。二つ目が同一の枠組みでの合併を前提に協議を開始していること。三つ目が合併の目標期日を定めるなど具体的なスケジュールが明確となっていること。最後に、新市計画、行政制度調整など具体的な調整作業を開始していることとなっております。指定期間は、16年度末までと。具体的な支援内容は、政府の市町村合併支援プランの積極的な活用、県単事業の優先実施、人的支援として県から協議会へアドバイザー派遣、重点的広報の実施としてシンポジウムやホームページの充実などとなってございます。つきましては、当協議会は合併重点支援地域の指定基準、4要件をすべて満たしてございます。これらのもろもろの支援を受けるため、重点支援地域の指定を両町村長名で県知事に要望したいとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長(熊倉)

ただいま事務局より説明のあったところでありますが、今ほどの説明についてご質疑等ございましょうか。

## 〔発言する者なし〕

# ○議長(熊倉)

格別なければ、両町村長名で知事に対して申請をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長(熊倉)

ご異議ないようでございますので、そのように決定させていただきます。

5番目でありますが、合併のスケジュールについて説明をいたします。

事務局、お願いします。

## ○事務局(羽田野)

先ほどの別冊資料、資料2をお開き願います。全体スケジュールについてご説明申し上げます。

今後委員の皆様方にご協議をいただきます際に、おおむねのスケジュールにつきましてご確認をいただき、協議を進めてまいる必要がありますことから、ご説明を申し上げるものでございます。ここにお示ししましたスケジュールは、現合併特例法の改正を前提としたものでございます。上段から年月、議会の定例会等を入れ込んでございます。関係事項は、既に終わっておりますが、研究会、協議会、それから研修会の開催となっております。合併の時期につきましては、先回の会議におきまして平成17年秋を目途にすることをご確認していただいております。このとおり進めてまいりますためには、ごらんのとおりの協議、手続等を進めてまいる必要がございます。合併施行からさかのぼりまして、主に平成17年度は県議会の議決、総務大臣の告示といった法的な手続を進めていく必要がございます。また、合併特例法で市になることができ、財政支援が引き続き適用される期限内を目標とすることから、平成17年3月末に廃置分合の議決について両町村議会の議決をいただく必要がございます。

なお、廃置分合の議決に当たりましては、両町村長が合併協議の結果を確認するものとして合併協定書の調印を行う必要がございます。そのため、おおむね17年1月頃にはすべての協議を終了しているスケジュールで協議をお願いしたいということでございます。その間、合併により住民サービスの低下を招くことのないよう、電算システムを初めとした事務移行について事務方で協議、調整を行うことが必要でございます。その期間につきましては、おおむね1年ほど必要かと考えております。なお、本年9月には中条町長選挙が予定されております。また、平成17年9月には中条町議会議員選挙が予定されてございます。

行政制度調整、建設計画の策定などにつきまして、現在協議会にご提案できますよう分科会、専門部会、幹事会で協議、調整を行っております。協議会につきましては、協議の進捗により開催回数、会議の持ち方など検討させていただきますが、おおむね記載のとおり開催させていただければと考えております。

なお、法定協議会の移行時期でございますが、5月下旬から6月初旬にかけて住民説明会を開催し、 新市将来構想、いわゆる新市ビジョンでございますが、これと住民生活に直接影響のある行政制度調整 の内容をご説明申し上げた上で、7月上旬ころには立ち上げさせていただきたいと考えております。

協議会の進め方につきましては、欄外の枠内に記載しておりますとおり、協議会で提案の後ご審議を 賜りまして、次の協議会でご承認をいただく進め方を基本として考えておりますので、よろしくお願い いたします。

以上でございます。

## ○議長(熊倉)

今ほど今後の合併スケジュールについて一通り事務局としての考え方の説明があったところでありますが、委員の皆様たちから何かこれについてご意見等ございましたらお聞かせいただきたいと思います。

〔発言する者なし〕

## ○議長(熊倉)

格別ないようでございますので、こういうスケジュールでいくというようなこと等について一応ご承認いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長(熊倉)

格別ご異議ないようでございますので、この合併スケジュールにのっとって鋭意進めるということに ご理解をいただきたいと思います。

次に、次回の協議会について事務局より説明をお願いします。

# ○事務局(羽田野)

それでは、引き続き別冊資料、資料3をお開き願います。最初に、第4回会議を3月26日金曜日午後

2時から当会場で予定してございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、次回提出予定議案でございますが、行政制度調整の農業委員会に関することとしまして、農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについてと、住民生活に関することとしまして、国民健康保険事業の取り扱い、窓口業務に関すること、環境衛生に関すること等予定してございます。その他といたしまして、本日の継続議案を予定してございます。

以上でございます。

## ○議長(熊倉)

今ほど事務局から説明のありましたように、次回の協議会につきましては3月の26日の午後2時からここでということであります。協議項目は、農業委員会に関すること、そしてまた住民生活に関することといたしましては国保、あるいは窓口業務、環境衛生ということでありますので、こうしたものに関する議案が出てまいりますので、十分ひとつ色々とご調査、研究等あらかじめお願いできればというふうに思います。

以上できょうお願いたしました案件は全部終わったわけでありますけれども、この際皆様たちの方から何か特別ご意見なりございましたらお出しいただきたいというふうに思います。

はい、どうぞ。

## ○近委員

中条町の近です。

先ほどのスケジュール表なのですけれども、その都度協議会の研修会というのは設けるということに 理解してよろしいのでございましょうか。

## ○議長(熊倉)

事務局。

## ○事務局(羽田野)

大変申しわけございません。研修会につきましては、実施したもののみ掲載させていただきました。 研修会は、何度か開催を予定していかなければならないのですが、今後かなり多くのものが協議会で協 議されることになると思います。特に新市建設計画関係のものが協議されることになりますので、日程 調整をいたしまして、必要の都度開催をさせていただきたいと思っております。ただ、掲載していなか ったということで、ご理解ねがいます。

#### ○近委員

わかりましたけれども、なるべくその時期がわかりましたら早目にご通知いただければありがたいと 存じます。

# ○事務局(羽田野)

わかりました。日程が決まりしだい皆様にお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

# ○議長(熊倉)

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○議長(熊倉)

よろしゅうございますか。

〔発言する者なし〕

# ○議長(熊倉)

はい。

## ○事務局(羽田野)

事務局の方からもう一点。

参考資料というものをおつけしてございますが、アンケート調査回収率についてというものを配布してございますが、それについて少しご説明をさせていただきます。これは、新市建設計画策定に当たり住民意向調査の一環として両町村民のまちづくりに関するご意見をいただき、基本構想に反映させることを目的に、両町村の3,000人の方々へアンケート調査をお願いいたしました。その回収結果をご報告させていただきます。全体回収率が58.3%でございました。1,749通でございます。中条町が54.03%、黒川村が70.66%でございます。住民の方々の関心の高さがあらわれた回収率となってございます。

次に、年代別に回収率を記載してございますが、40歳代以上の方々の回収率が非常によくなってございます。

次のページをお開き願います。それぞれ町村別の性別、年代、職業ごとにそれぞれ回答数、構成比を 載せてございます。

このアンケート結果につきましては、ただいま事務局で集計、分析を行っているところでございます。 次回の協議会に結果を取りまとめたものをご報告できるかと考えておりますので、よろしくお願いいた します。

以上でございます。

## ○議長(熊倉)

今ほどのこの調査結果の今、回収率のところまででありまして、あとの分析数値等については次回ということになりますので、ご了承賜りたいと思います。

はい、どうぞ。

#### 〇 皆藤委員

協議会だよりの発行計画ですけれども、先回2月たしか12日号だったと思いますが、今後任協が1カ月に1回で、内容もかなり重たい内容になってくる、そういった環境を踏まえて町民に連絡する、いわゆる協議会だよりの発行計画はどのように考えているのか教えてください。

## ○議長(熊倉)

#### 事務局。

## ○事務局(羽田野)

協議会だよりの発行計画ということでございますが、先回月1回というようなご発言をしましたけれども、今後行政制度調整が非常にまずボリュームが上がってくると。それともう一つは将来ビジョン、 建設計画等がございますので、協議会だよりについてもボリュームを考えて、それに合わせた形で計画 していきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

# ○議長(熊倉)

どれだけというふうには申されないと思いますけれども、できるだけ細かく情報を流すということで 事務局に努力してもらうようにいたしたいと思います。

そのほか何かございますか。

〔発言する者なし〕

## ○議長(熊倉)

よろしゅうございますか。

〔発言する者なし〕

## ○議長(熊倉)

それでは、きょう第3回の任意協議会開かせていただいたところでありますが、皆様たちから色々と ご意見をいただきまして、大変ありがとうありました。月1回ということのスケジュールではあります が、その間に詰めるべきものは詰め、あるいはまた審議すべきもの等については審議し合ったり、色々 と実のある内容に仕上げていきたいと思うのでありますが、今後さらにまたお気づきの点、そうしたも の等ありましたときには遠慮なくまた事務局の方にもご連絡いただければ大変ありがたいというふうに 思います。きょうは、本当に大変熱心にご討議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日のこの協議会を閉会といたします。ありがとうございました。